

2023/9/5 文化審議会著作権分科会法制度小委員会

AIガバナンスの観点からみた著作権

森・濱田松本法律事務所
弁護士 岡田 淳

内閣府「AI戦略会議」構成員
自由民主党「AIの進化と実装に関するプロジェクトチーム」WGメンバー

プロフィール



岡田 淳

Atsushi Okada

パートナー

第二東京弁護士会所属

米国ニューヨーク州弁護士会所属

TEL: 03-5220-1821

atsushi.okada@mhm-global.com

■ 主要な取扱分野

知的財産権、TMT (Tech, Media, Telecom)、データ/プライバシー、Fintech、ライフサイエンス、製造物責任、AI/自動運転/ドローン、テクノロジー分野における紛争・M&Aなど

■ 著作・論文

- 個人情報保護をめぐる実務対応の最前線 (NBL、2021～連載)
- プラットフォームビジネスの法務〔第2版〕 (商事法務、2022)
- 特許侵害訴訟〔第2版〕 (中央経済社、2021)
- ヘルステックの法務 Q&A〔第2版〕 (商事法務、2022)
- ダークパターンに関する一考察 (上・下) (NBL、2023)
- AI・IoT・ビッグデータの法務最前線 (中央経済社、2019)
- 実務担当者のための欧州データコンプライアンス
～ GDPRからeプライバシー規則まで (別冊NBL、2019)
- データ利活用のための政策と戦略 (別冊NBL、2019)
- M&A法体系〔第2版〕 (有斐閣、2022)
- ドローン・ビジネスと法規制〔第2版〕 (清文社、2022)
- 自動運転・MaaSビジネスの法務 (中央経済社、2020)
- 資本業務提携ハンドブック (商事法務、2020)
- AI・データの利用に関する契約ガイドラインと解説
(別冊NBL、2018) 等、多数 (いずれも共著)

■ 経歴

東京大学法学部卒業 (2001年)
ハーバード大学ロースクール修了 (2007年)
Weil, Gotshal & Manges法律事務所 (シリコンバレー
オフィス) で執務 (2007年～2008年)

■ 主な活動

- 2010年 立教大学 法学部 講師 (特許法、商標法)
- 2011年 青山学院大学 経営学研究科 客員教授 (著作権法)
- 2012年 一般社団法人発明推進協会 模倣被害対策アドバイザー
- 2015年 日本弁理士会 特定侵害訴訟代理業務研修講師 (不競法)
- 2017年 経済産業省 AI・データ契約ガイドライン検討会 委員
- 2018年 東京大学 政策ビジョン研究センター 客員研究員
- 2019年 内閣府 スマートシティ分野アーキテクチャ検討会議委員
- 2019年 経済産業省 貿易業務の高度化に向けたデータ利活用検討会 委員
- 2019年 一般社団法人日本DPO協会 顧問
- 2019年 東京大学 未来ビジョン研究センター 客員研究員
- 2021年 経済産業省 AIガバナンス・ガイドラインWG 委員
- 2022年 特許庁 工業所有権審議会 試験委員
- 2023年 自由民主党 AIの進化と実装に関するPT WG 委員
- 2023年 内閣府 AI戦略会議 委員
- 2023年 東京都 文章生成AI利活用ガイドライン 有識者委員

■ 受賞歴等

- Chambers Asia-Pacific (IP, TMT) で高評価
- Chambers Global (IP) で高評価
- Legal 500 Asia Pacific (IP, TMT) で高評価
- ALB Asia Super 50 TMT Lawyersに選出
- IAM Patent 1000に選出
- World Trademark Review 1000に選出
- IAM Global Leadersに選出
- Asia IP Top 50 IP Experts of Japanに選出
- Asialaw Leading Lawyersに選出
- Best Lawyers in Japanに選出
- 日本経済新聞の企業法務・弁護士調査で高評価
- 週刊東洋経済の弁護士ランキングで高評価

本日議論したいテーマ（視点）

著作権の議論に、AIガバナンスの視点は欠かせない

1

- 著作権法に閉じた議論をすることの限界
- AIリスクの多くは複合的で、著作権法の手当てだけでは根本解決しない
- 逆に、AIガバナンスの制度設計に際して、著作権への理解は不可欠

2

現行著作権法の枠組（特に30条の4）自体は合理的

- 枠組を変えると何が起きる？（許諾、対価請求権、オプトアウト）
- 著作権法を過度に悪者にする風潮は危険（但し、逆に過度な期待も禁物）

3

他方で、著作権法の解釈明確化は、当然重要な課題

- 横断的な検討を充実させる前提として、著作権法自体の守備範囲（どこまでカバーできるか）を明確にすることは重要

4

クリエイター vs AI事業者という単純な図式は非生産的

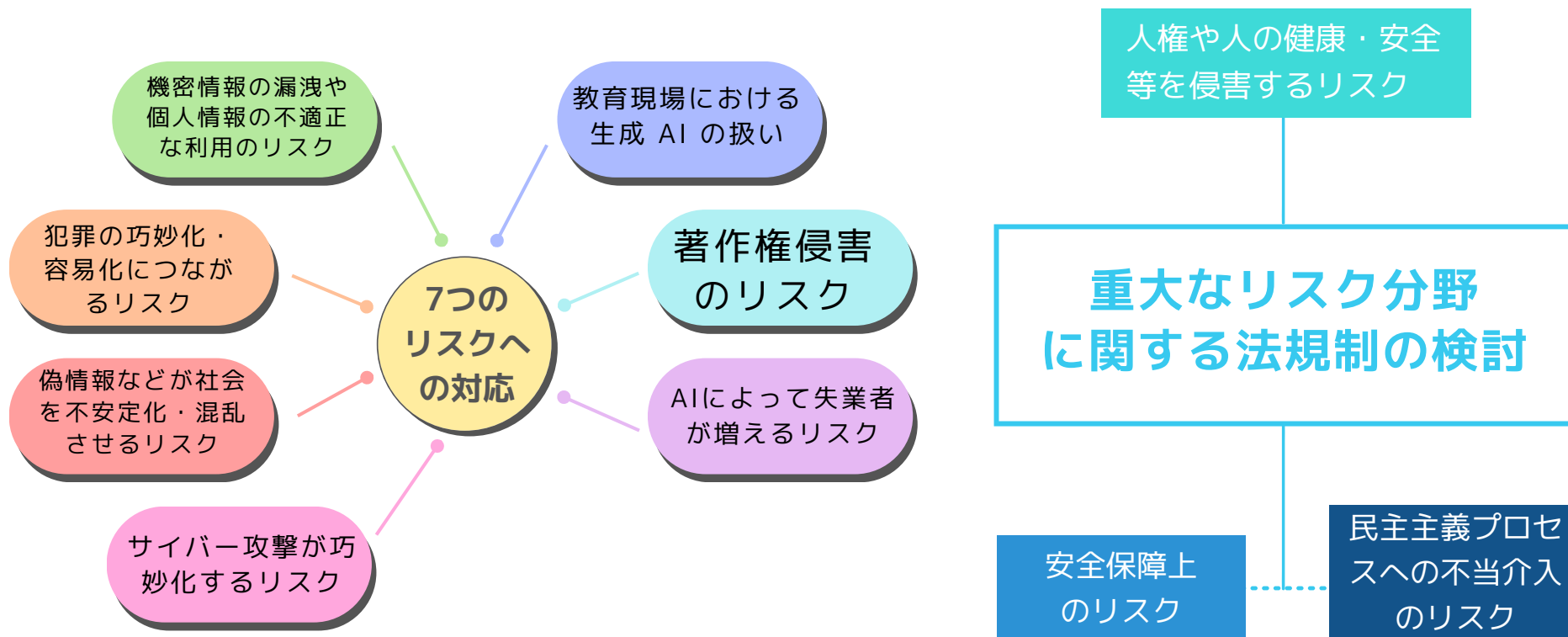
- クリエイターはAIを上手く使いこなせば、更なる創造性を得られる可能性
- 過剰な規制は、クリエイターにとってブーメランとなりかねない

著作権者が感じる脅威の多くは複合的

本来、著作権法に「閉じた」議論ではないはず

2023年5月: AI戦略会議「暫定的な論点整理」

2023年4月: 自民党「AIホワイトペーパー」



- AIに仕事を奪われるリスクは、いわゆるクリエイターに限らず、広い分野・職種（創造的な業務も含め）の知的専門職に共通する課題
 - 著作権の問題は、全体から見ればあくまでリスクの一部
 - 著作物とそれ以外の形で知的貢献をする者の間に全く異なる枠組を適用するのは合理的か？
- 報道機関の場合など、著作権保護に限らずフェイクニュース等の重要な課題がある

AIガバナンス側の議論も、著作権と密接に交錯する

主に透明性や説明可能性、各種悪用対策の観点から検討されている対策は、著作権との関係でも重要なインパクトを持つ可能性

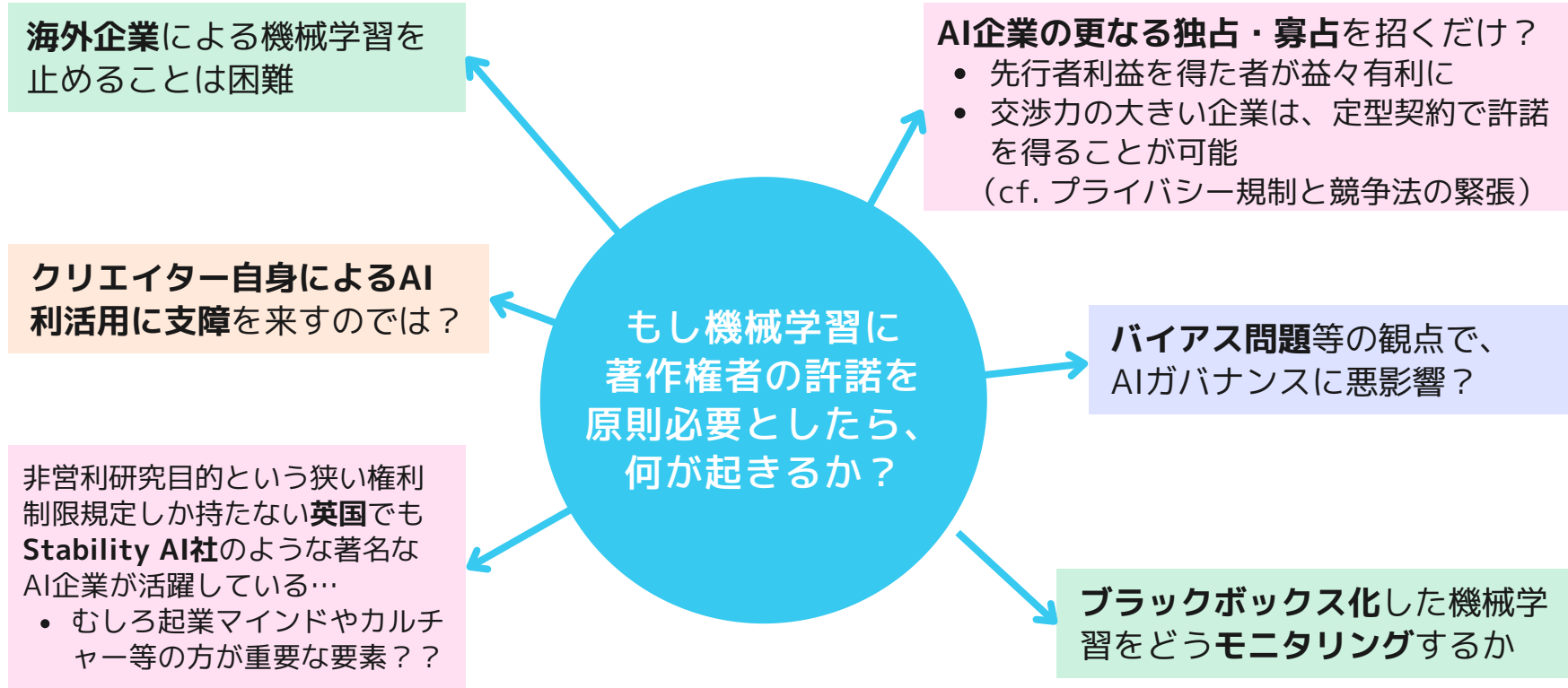
- 逆に、AIガバナンスの制度設計に際して、著作権法の正しい理解は不可欠
- 著作権法とAI規制のいずれで対応すべきか、守備範囲も意識しつつ連携すべき

MADE WITH AI の表示	学習データや その収集ルール の公開	入力情報 (プロンプト)の フィルタリング	出力結果の フィルタリング	許容しない 利用方法等の 宣言
• 偽・誤情報対応 • 倫理問題の対応 • 人権問題の予防 • 民主主義プロセスへの介入抑止	• 機密情報、個人情報 の漏えい防止 • バイアス防止 • システム安全性	• 機密情報、個人情報 の漏えい防止 • システム安全性 • 利用者の不適正利用 をモニタリング	• 機密情報、個人情報 の漏えい防止 • システム安全性 • 利用者の不適正利用 をモニタリング	• 複数プレイヤーに またがる適正利用 の確保 • 利用者のリテラシ ー向上
以下の判定を容易に • 生成物の著作物性 • オプトアウト可否	以下の判定を容易に • 依拠性の有無 • オプトアウト可否 ライセンス交渉促進	第三者著作物の入出力抑制による侵害リスクの低減 類否判定技術の発展	第三者著作物の出力抑制による侵害リスクの低減 類否判定技術の発展	著作権侵害を契約違反行為としても位置付けることによる侵害リスク低減

著作権と密接に関わる部分

現行著作権法30条の4の枠組の考察

30条の4が無い世界は、今より良いのか？



- 著作権者にとっては根本的な解決にならず、単に日本でのAI産業の発展を阻害するだけでは？（集中した市場の不公平を是正することにもならない）
- 著作権法を過度に悪者にする風潮は危険
- 逆に、著作権法への過度な期待も禁物か（30条の4の政策効果はどうだったか？）

その他の代替的・補完的な枠組は現実的か？

①対価請求権のアプローチ

そもそも（対価の有無を問わず）機械学習を拒否したい著作権者にとっては意義の乏しいフレームワーク

- 膨大なコンテンツの機械学習につき、法による全著作権者への公平な対価還元は技術的にも不可能
- 個別の著作権者にとって実質的なインセンティブとなるか疑問

特定業界に限定した対価還元スキームは、法技術としては可能かもしれないが、当該業界を優遇する合理的説明が困難か

- なお、海外のニュース・メディア交渉法にも種々の課題あり

- 法律が強制しなくても、契約による任意の対価還元スキームが成立している例はある（Win-Winの関係）。 例）AP通信－OpenAI
- 任意の適正なアレンジを、**AIガバナンスを通じてどのように後押ししていくか**、という発想が求められている。

その他の代替的・補完的な枠組は現実的か？

② オプト・アウトのアプローチ

EU DSM著作権指令のTDM例外規定も参考になる

- ① 研究機関等による科学研究目的: 自由 (3条)
- ② 営利目的: 権利者がオプトアウト可 (4条)
- ③ 契約によるオーバーライドは無効 (7条)

しかし、EUでも試行錯誤が続く…

- **権利者と利用者の双方が満足するオプトアウトの仕組は困難？**

- ① **科学研究と商用利用の境界線の曖昧さ**
- ② **技術的実装の困難さ** cf. 検索エンジンとrobots.txt
(デジタル・コンテクストの多様性 (同一・類似のコンテンツが様々な文脈で公開されている場合、同一のウェブサイトやファイルに様々なクリエイターの著作物が含まれる場合、著作物が第三者によって更に配布される場合等))
- ③ **オプトアウトの遵守をどう実効的にモニタリングするのか**
(AI事業者による透明性、情報公開に依存)

その他の代替的・補完的な枠組は現実的か？

② オプト・アウトのアプローチ

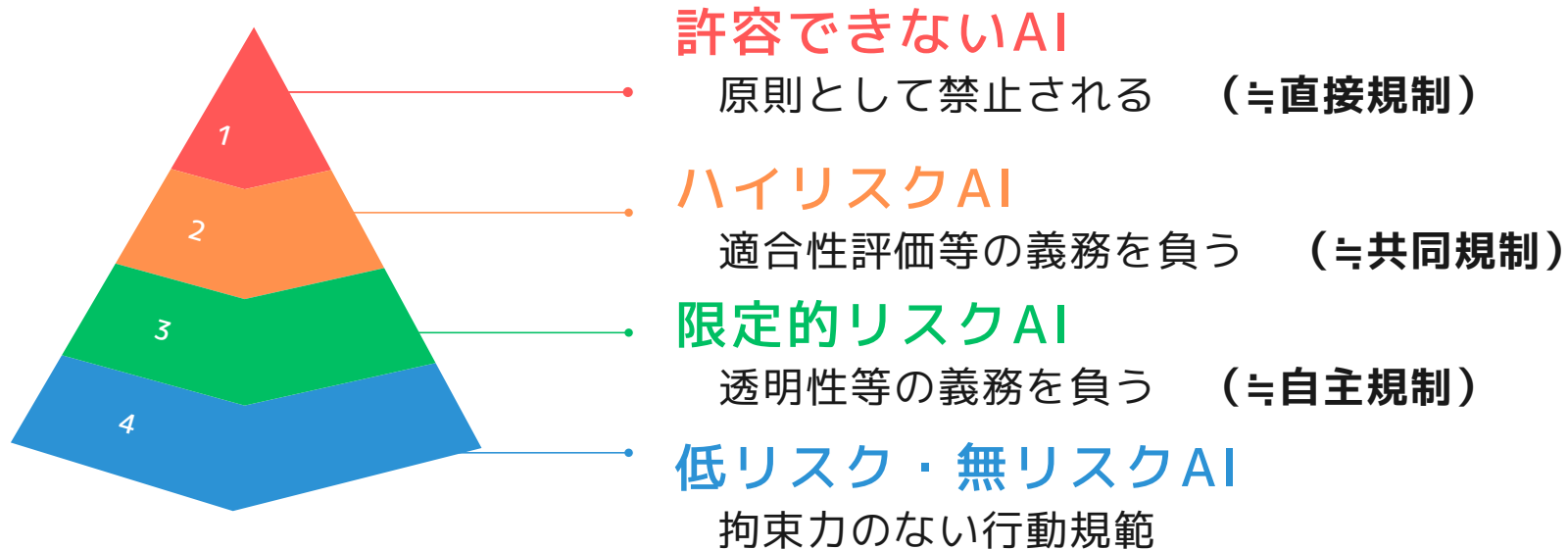
日本で導入する場合、オーバーライド問題も改めて整理する必要

- オプトアウトの範囲を限定する場合、法が保証する以上のオプトアウトを容認すべきか（欧州ではNo）

- 法律による強制は課題が多い一方で、既に契約や技術によるオプトアウトが成立している例はある（日本も含め）
 - 例）OpenAIのGPTBotブロック
 - 例）NY Timesは、AIによる学習禁止を利用規約で明記
- ここでも、任意の適正なアレンジを、**AIガバナンスを通じてどのように後押ししていくか**、という発想がまずは求められている。

欧州のAIガバナンス（AI規則案）①

4分類のリスクベース・アプローチ



ハイリスクAI システム 提供者の義務

- ハイリスクAIへの要求事項（8～15条）を充足するようにすること
- 品質管理システムの確立、実施
- 最新の技術文書の作成・更新
- ログの記録
- システムの適合性評価、再評価の実施
- EUデータベースシステムにAIシステムを登録
- CEマークを付し、適合宣言に署名
- 市場投入後のモニタリング
- 市場監視当局との協力

欧州のAIガバナンス（AI規則案）②

2023.6.14欧州議会修正案で導入された基盤モデルの特別義務（28b条）

基盤モデル 提供者の 義務

- 健康、安全、基本的権利、環境、民主主義と法の支配に対する合理的に予見可能なリスクの特定・緩和
- データガバナンス（バイアスの緩和等）
- 独立専門家の関与等の適切な方法で評価された、性能、予測可能性、安全性、サイバーセキュリティ等の適切な水準の達成
- エネルギー使用の削減等
- 川下プロバイダが義務を遵守できるよう技術文書・使用説明書の作成
- 品質管理システムの構築
- EUデータベースへの登録

生成AIで使用 される 基盤モデル等 提供者の 義務

- 52条1項に従った透明性の確保
- EU法に違反するコンテンツ生成に対する適切な保護措置
- 著作権で保護されている学習データについての詳細な概要の文書化・公表

- トリロジー（三者対話）を継続し、早期成立を目指している状況
- 発効までは、AI行動規範のような任意の枠組みが先行か？

欧州AI規則案と著作権法の交錯

著作権との関係では、新たに導入された、生成AIで使用する基盤モデル等提供者の義務（以下再掲）が重要であるが、、、
具体的にどこまでの義務となるのかは依然として不明

- **52条1項に従った透明性の確保**
- **EU法に違反するコンテンツ生成に対する適切な保護措置** (train, and where applicable, design and develop the foundation model in such a way as to ensure adequate safeguards against the generation of content in breach of Union law)
 - ➡著作権に特化した規定ではないが、著作権の観点からは、侵害のおそれあるアウトプットの生成を回避するためのフィルタリングツール等を開発することが考えられる？
- **著作権で保護されている学習データについての詳細な概要の文書化・公表** (document and make publicly available a sufficiently detailed summary of the use of training data protected under copyright law)
 - ➡現実的に遵守可能な要件なのか？
 - ➡EU DSM著作権指令のオプトアウトメカニズムとの連動？

米国のAIガバナンス

大手開発企業7社による自主誓約を例として

2023年7月、米国バイデン政権は、米国の大手AI開発事業者7社（Amazon, Anthropic, Google, Inflection, Meta, Microsoft, OpenAI）から、以下の8つのvoluntary commitmentsを取得。

SAFETY	- 不正使用、ソーシャルリスク、国家安全保障上の懸念等の分野におけるモデル・システムのレッドチームの組成 - Trustや安全性のリスク、危険な又は新規の機能、セーフガードを回避する試みに関する、他企業・政府との情報共有へ向けた取り組み
SECURITY	- 未公表モデルのweights（重み付け）を保護するためのサイバーセキュリティ及び内部脅威に対するセーフガードへの投資 - 第三者による調査及び問題・脆弱性の報告への動機付け
TRUST	- AI生成物であることが分かるようにするためのメカニズムの開発・実装（堅固な出所表示 and/or 透かし表示（watermarking）） - モデル・システムの機能、限界、適切・不適切な利用等の開示（安全性評価の結果を含む） - AIシステムによるソーシャルリスクの優先的調査（有害なバイアス・差別の回避、プライバシー保護等） - 重大な社会課題への対応に資する最先端のAIシステムの開発・実装

- 今後は、大統領令の発出、さらに法制化を目指すことも発表

日本のAIガバナンス

当面はガイドラインベースのソフトロー・アプローチ

2023年5月：AI戦略会議「暫定的な論点整理」（一部抜粋）

リスク への 対応	基本方針	○ まずはAI開発者・提供者・利用者等が自らリスクを評価し、ガバナンス機能を発揮する。 ○ 必要に応じ、政府を含む多様な関係者によるリスク対応の枠組みを検討・実施する。 ○ 既に表面化しつつあるリスクのうち、既存の法制度やガイドライン等を前提に対処できるものは、周知徹底など早急に対応する。 ○ 既存の法制度・体制等では対応できない可能性がある場合は、諸外国の検討なども参考に対応を検討すべき。
	透明性と信頼性	○ AI開発者・提供者には、現行法令やガイドラインに則り、積極的な情報開示を求めたい。 ○ 政府は、主要な AI 開発者・提供者に対して、透明性・信頼性の確保を直接働きかけることも検討すべき。 ○ 生成 AI の普及を踏まえ、既存のガイドラインに関して、必要な改定などを検討する必要がある。その際、諸外国とも協調し、第三者認証制度や監査制度等も参考とすべき。 ○ 顕在化したリスクを低減するような技術の研究開発・普及を奨励することも望ましい。
	懸念されるリスクの具体例と対応	○ 機密情報の漏洩や個人情報の不適正な利用のリスク ○ 犯罪の巧妙化・容易化につながるリスク ○ 偽情報などが社会を不安定化・混乱させるリスク ○ サイバー攻撃が巧妙化するリスク ○ 教育現場における生成 AI の扱い ○ 著作権侵害のリスク ○ AIによって失業者が増えるリスク

日本のAIガバナンス

事業者向けガイドラインの見直し・統合

リスクベースアプローチを前提として、

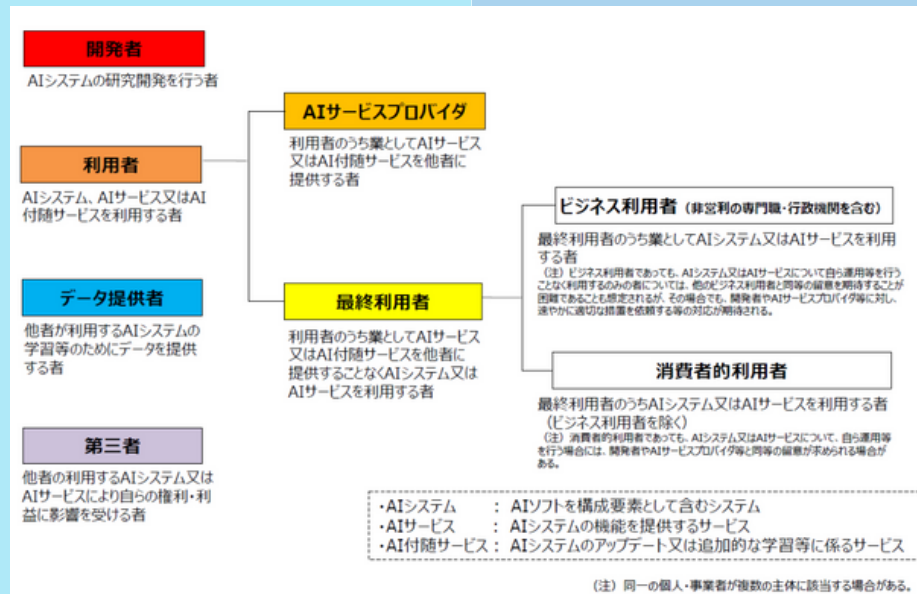
- リスクの洗い出しと、現行法令での対応可能性を確認
- 事業者向けガイドライン（経産省、総務省）の見直し、統合に向けた作業信頼性・透明性向上の**実効性確保**が課題に（開示、第三者認証、監査制度？）

2017.7.28
AI開発ガイドライン

総務省
2019.8.9
AI利活用ガイドライン

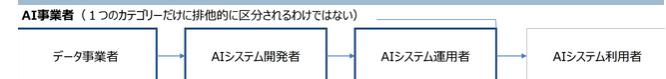
開発者を対象

利用者を対象



経産省 2022.1.28
AIガバナンス・ガイドライン ver 1.1

AIシステム開発者、運用者、
データ事業者に区分



- AI原則の実践を支援すべく、事業者が実施すべき行動目標を提示し、仮想的な実践例とAI原則からの乖離評価例を参考情報として例示
- 各社の自主的取組みを後押し
- アジャイルガバナンスの採用

日本のAIガバナンス

主体ごとの潜在的論点と、今後の課題

当面の対応としてはガイダンスベースのソフトロー・アプローチは合理的であるが、将来的な議論としては、様々な課題も残る

- **モニタリングの困難性**、利用者や社会全体からの**トラストをどう確保するのか**
- ガイドライン遵守の**インセンティブ**をどう担保するのか（**正直者が馬鹿を見る？**）

開発者

- 透明性確保、説明可能性
 - ① AIの機能/目的/効果
 - ② システム安全性
 - ③ 不具合の状況、原因
- 何をどこまで？誰に対して？
 - ① ソースコード？
 - ② ロジック？
 - ③ アプローチ？
- 品質管理体制

学習者

- 学習データ、収集・除外
ルールの公開は必要か？
 - ① データ取得方法？
 - ② データ取得源？
 - ③ パラメータ？
- データガバナンス
 - ① 品質の信頼性
 - ② フィルタリング
 - ③ バイアス
- ログの記録？
- 苦情処理体制？

提供者

- AIサービスの明示、リスク
情報の提供？
- 利用規約を通じた適正利用
の確保、責任分担
- 入力・出力情報の管理、権
利関係、フィルタリング？

利用者

- 外部サービスへの情報入力ルール
機密情報、個人情報、第三者著作物
- セキュリティ管理
- 出力結果の利用上の注意
 - ① 正確性
 - ② 最新性
 - ③ 倫理チェック
 - ④ 第三者権利侵害、契約違反
- 生成物へのAI関与の明記？

*各主体のカテゴリ分類・名称や、それに応じた実装目標の項目などは政府において現在議論中であり、本スライドはあくまで説明の便宜のため簡略化したイメージの一例を示すものにすぎない

日本のAIガバナンスと著作権制度を より良く連携・調和させていくための様々な発想の可能性

